

令和7年4月1日
独立行政法人都市再生機構九州支社

令和7・8年度工事希望調査の実施について

独立行政法人都市再生機構九州支社における令和7・8年度工事希望調査を次のとおり実施します。

本調査は、次回の定期受付による工事希望調査の実施までの間（最大2か年分）の指名の基礎資料とします。

1 調査対象工事区分等

- (1) ④(1)③の事務所等において、令和7年7月1日（火）以降、指名競争入札により発注が見込まれる工事に係る工事区分（別掲「令和7・8年度調査対象工事区分表」を参照。）を対象とします。
- (2) 調査は工事希望調査資料（以下「調査資料」という。）の受付により行います。
※ 資料の受付は、事務所又は地域ごとに行い、その提出方法及び提出期間も異なりますので、ご注意ください。

2 調査資料の提出要件

当機構九州地区における令和7・8年度の建設工事競争参加資格の認定を受け、各事務所が工事区分毎に定める要件（格付、地理的条件、技術的適性等）を満たしている者とします。

なお、令和7・8年度の建設工事競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより調査資料の提出を認めますが、当該資料受付工事区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された調査資料は無効とします。

3 調査資料の作成要領の交付

調査資料の作成要領は、当機構ホームページからのダウンロードにより令和7年4月7日（月）から交付します。

4 調査資料の受付

調査資料は、希望する工事区分及び事務所ごとに作成が必要です。

(1) 定期受付

① 受付方法

簡易書留やレターパック等、追跡可能な方法による郵送

※持ち込みによる提出は不可

希望する事務所にかかわらず、すべて福岡住まいセンターに送付してください。

② 受付期間

令和7年4月7日（月）から令和7年4月18日（金）まで（必着）

③ 受付単位・送付場所

希望する工事区分ごとに調査資料を作成し、送付場所に送付してください。

	事務所等名	送付場所
1	福岡住まいセンター	(株)URコミュニティ 福岡住まいセンター 技術サポート課 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1-3-11 KDX博多南ビル3F 電話：092-433-8123
2	北九州住まいセンター	

※ 複数の工事区分及び事務所について調査資料を提出する場合は、工事区分及び事務所ごとに調査資料（調査票及び添付資料）をクリップ止めしてください。

（2）追加受付（随時）

① 受付方法

簡易書留やレターパック等、追跡可能な方法による郵送

※持ち込みによる提出は不可

② 受付期間

令和7年7月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで（必着）

③ 受付単位・送付場所

（1）③と同じ。

（3）調査資料に関するヒアリング等

施工実績の確認等のため、ヒアリング等を行うことがあります。なお、その場合のヒアリング等は、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティの担当部署が行います。

5 その他

（1）この調査は、調査対象工事の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。

（2）提出された調査資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

（3）提出された調査資料は、原則として返却しません。

(4) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号) の施行により、公共工事の発注者には工事の品質確保のために入札参加者の技術的能力の審査及び総合評価方式の実施などが求められています。

総合評価方式を適用する工事については、価格のみによる競争ではなく、技術資料の提出を求め、技術資料の評価を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行うことにより落札者を決定することになります。このため、技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。

なお、総合評価方式の適用工事については、指名に先立ち、総合評価方式の適用工事であることを示した上で技術資料の提出要請を行います。

総合評価方式の詳細については、当機構ホームページに掲載されている総合評価方式実施ガイドラインによりご覧になれます。

(6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

以 上

《本掲示に関する問合せ先》

○調査票の内容のこと :

独立行政法人都市再生機構業務受託者
(株)UR コミュニティ福岡住まいセンター 技術サポート課 092-433-8161

○競争参加資格・契約のこと :

独立行政法人都市再生機構九州支社 総務部経理課 092-722-1017

令和7・8年度 調査対象工事区分表：福岡住まいセンター

別添1-1

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) R6年度 発注件数	機構が定める要件		
				格付等 (※1)	地理的条件(※2)	技術的適性(※2、※3、※4)
保全建築	(1)住戸内建築等修繕工事	・アルミ製建具の改修工事 ・鋼製建具のアルミ化工事 ・外回り木製建具アルミ化工事 ・洗濯排水設備設置工事 ・室外機置き場設置工事 他	0件	保全建築登録業者のうち中小企業に該当する者	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 福岡都市圏及び周辺地域内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、当該工事地域において、工事内容に記載した同種の当機構発注の住戸内建築等修繕工事の施工実績(1件当たり500万円以上)があること。</p>	<p>R C造、S R C造の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の住戸内建築等修繕工事について、過去15年間に元請け又は下請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。</p> <p>[元請けの場合] ① 工事内容に記載した同種工事で1件当たり500万円以上の元請けとしての施工実績があること。 ② ①の施工実績は、全て居住中の住戸内での工事であること。 (空家時に行う空家修繕工事、団地リニューアル工事は対象外。) ③ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ3工種以上の施工実績があること※5。</p> <p>[下請けの場合] ① 工事内容に記載した当機構発注の同種工事で3件以上の1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ② ①の施工実績は、全て居住中の住戸内での工事であること。 (空家時に行う空家修繕工事、団地リニューアル工事は対象外。) ③ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ3工種以上の施工実績があること※5。</p>
	(2)共用部建築等修繕工事	・共用階段・廊下手摺設置工事 ・階段室床防水工事 ・防風スクリーン等修繕工事 ・落下防止庇修繕・設置工事 ・施設整備工事(エントランス改修工事、集会所等の増改築工事、中層EV設置工事) ・共用廊下床シート修繕工事 他	0件		<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 福岡都市圏及び周辺地域内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、当該工事地域において、工事内容に記載した同種の当機構発注の共用部建築等修繕工事の施工実績(1件当たり500万円以上)があること。</p>	<p>R C造、S R C造の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の共用部建築等修繕工事について、過去15年間に元請け又は下請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。</p> <p>[元請けの場合] ① 工事内容に記載した同種工事で1件当たり500万円以上の元請けとしての施工実績があること。 ② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。 ③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、延べ3工種以上の施工実績があること。</p> <p>[下請けの場合] ① 工事内容に記載した当機構発注の同種工事で3件以上の1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。 ③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、延べ3工種以上の施工実績があること。</p>
	(3)外壁等修繕工事	・外壁等修繕工事(1棟単位) ・耐震改修工事 (シリット設置等簡易な工事)	2件		<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 福岡都市圏及び周辺地域内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、当該工事地域において、工事内容に記載した同種の当機構発注の外壁等修繕工事を元請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。</p>	<p>R C造、S R C造の5階以上の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の外壁等修繕工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。</p> <p>① 工事内容に記載した同種工事を1棟単位(30戸以上の建物)での施工実績があること。 ② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。 ③ 建設業法で定める左官、塗装、とびの3工種が含まれていること。</p>

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第1号に該当する者(資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人)とする。※2 表中の「過去15年間」とは、平成22年4月1日から令和7年3月31日までとする。※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。(自社の施工マニュアルを添付すること。)※4 「技術的適性」における施工実績については、当該県(都・府)以外の施工実績も可とする。※5 疊及びふすま工事の施工実績については、500万円未満でも可とする。

令和7・8年度 調査対象工事区分表：福岡住まいセンター

別添1-1

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) R6年度 発注件数	機構が定める要件		
				格付等 (※1)	地理的条件(※2)	技術的適性(※2、※3、※4)
塗装	(1) 塗装工事	・外回り鉄部・建具塗装工事 ・屋外工作物塗装工事 ・屋内壁塗装工事 他	1件	塗装登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、当該工事地域内において、工事内容に記載した同種の当機構発注の塗装工事の施工実績（1件当たり200万円以上）があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、住戸内における塗装工事について、元請けとして施工実績を有する者で、過去15年間に1件当たり200万円以上の施工実績があること。 ② RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、当機構発注の住戸内における塗装工事について、過去15年間に1件当たり200万円以上の下請けとして3件以上の施工実績があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）
防水	(1) 防水工事	・屋根防水工事 ・バルコニー床防水工事 ・勾配屋根改修工事	10件	防水登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、当該工事地域内において、工事内容に記載した同種の当機構発注の防水工事を元請けとして施工実績（1件当たり500万円以上）があること。	RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の防水工事について、元請けとして施工実績を有する者で、過去15年間に1件当たり500万円以上の施工実績があること。
保全土木	(1) 土木修繕等工事	主に車両が通行する場所・施設、排水管渠及び敷地基盤を維持する施設に係る修繕・改良工事で以下を対象とする。 ・道路修繕等工事(街渠含む) ・排水管渠修繕等工事(污水・雨水) ・外柵(柵含む)修繕等工事(造園再整備工事以外のもの) ・駐車場修繕等工事 ・法面・擁壁修繕等工事 ・橋梁修繕等工事 他	0件	保全土木登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡都市圏及び周辺地域内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、当該工事地域内において、工事内容に記載した同種の土木修繕等工事を元請けとして施工実績（1件当たり500万円以上）があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① RC造、SRC造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管渠修繕工事の施工実績があること。 ② 既成市街地における供用開始済みの公道、公園又は緑道において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管渠修繕工事の施工実績があること。 ③ 当機構発注の土木修繕等工事で、過去15年間に1件当たり200万円以上の下請けとして道路修繕工事又は排水管渠修繕工事を含む5件の施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）
造園	(1) 造園再整備工事 (福岡・北九州住まいセンター共通)	主に人が利用する場所・施設等に係る修繕・改良工事で以下を対象とする。 ・通路再整備工事(街渠含む) ・広場再整備工事(外柵含む) ・遊戯施設再整備工事 ・園地施設再整備工事 ・自転車置場再整備工事 ・ゴミ置場再整備工事 ・植栽再整備工事 ・案内板再整備工事 他	3件	造園B 造園C	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡県又は下関市に内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、当該工事地域内において、工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請けとして施工実績（1件当たり500万円以上）があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① RC造、SRC造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去15年間に1件当たり200万円以上の下請けとして5件以上の施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。） ※なお、①、②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）とする。※2 表中の「過去15年間」とは、平成22年4月1日から令和7年3月31日までとする。※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。（自社の施工マニュアルを添付すること。）※4 「技術的適性」における施工実績については、当該県（都・府）以外の施工実績も可とする。※5 堆及びふすま工事の施工実績については、500万円未満でも可とする。

令和7・8年度 調査対象工事区分表：福岡住まいセンター

別添1-1

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) R6年度 発注件数	機構が定める要件		
				格付等 (※1)	地理的条件(※2)	技術的適性(※2、※3、※4)
電気	(1)電気設備修繕等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・共用灯設備修繕工事 ・屋外灯設備修繕工事 ・内蔵蓄電池修繕工事 ・住宅用火災警報器修繕工事 ・インターホン設備修繕工事 ・消防用設備修繕工事 他 	1件	電気B	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 福岡都市圏及び周辺地域内に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去15年間に、当該工事地域内において、工事内容に記載した同種の当機構発注の電気設備修繕等工事を元請けとして施工実績（1件当たり500万円以上）があること。</p>	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、電気設備修繕等工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。</p> <p>② 当機構発注の電気設備修繕等工事で、過去15年間に1件当たり200万円以上の下請けとして3件以上の施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）</p>
				電気C		
管	(1)機械設備修繕等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管修繕工事 ・排水管修繕工事 ・水道メーター修繕工事 ・給水ポンプ修繕工事 ・排水ポンプ修繕工事 他 	3件	管B	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 福岡都市圏及び周辺地域内に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去15年間に、当該工事地域内において、工事内容に記載した同種の当機構発注の機械設備修繕等工事を元請けとして施工実績（1件当たり500万円以上）があること。</p>	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、機械設備修繕等工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。</p> <p>② RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、機械設備修繕等工事が500万円以上含まれる工事について、過去15年間に元請けとして施工実績があること。（契約書及び工事範囲、工事内容、工事費が証明できる書類を提出すること。）</p> <p>③ 当機構発注の機械設備修繕等工事で、過去15年間に1件当たり200万円以上の下請けとして3件以上の施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）</p>
				管C		

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）とする。※2 表中の「過去15年間」とは、平成22年4月1日から令和7年3月31日までとする。※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。（自社の施工マニュアルを添付すること。）※4 「技術的適性」における施工実績については、当該県（都・府）以外の施工実績も可とする。※5 壊及びふすま工事の施工実績については、500万円未満でも可とする。

令和7・8年度 調査対象工事区分表：北九州住まいセンター

別添1-2

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) R6年度 発注件数	機構が定める要件		
				格付等 (※1)	地理的条件(※2)	技術的適性(※2、※3、※4)
保全建築	(1)住戸内建築等修繕工事	・アルミ製建具の改修工事 ・鋼製建具のアルミ化工事 ・外回り木製建具アルミ化工事 ・洗濯排水設備設置工事 ・室外機置き場設置工事 他	0件	保全建築登録業者のうち中小企業に該当する者	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 北九州都市圏及び周辺地域又は下関市内に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去15年間に、当該工事地域において、工事内容に記載した同種の当機構発注の住戸内建築等修繕工事の施工実績(1件当たり500万円以上)があること。</p>	<p>R C造、S R C造の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の住戸内建築等修繕工事について、過去15年間に元請け又は下請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。</p> <p>[元請けの場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事内容に記載した同種工事で1件当たり500万円以上の元請けとしての施工実績があること。 ② ①の施工実績は、全て居住中の住戸内での工事であること。 (空家時に行う空家修繕工事、団地リニューアル工事は対象外。) ③ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ3工種以上の施工実績があること※5。 <p>[下請けの場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事内容に記載した当機構発注の同種工事で3件以上の1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ② ①の施工実績は、全て居住中の住戸内での工事であること。 (空家時に行う空家修繕工事、団地リニューアル工事は対象外。) ③ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ3工種以上の施工実績があること※5。
	(2)共用部建築等修繕工事	・共用階段・廊下手摺設置工事 ・階段室床防水工事 ・防風スクリーン等修繕工事 ・落下防止庇修繕・設置工事 ・施設整備工事（エントランス改修工事、集会所等の増改築工事、中層EV設置工事） ・共用廊下床シート修繕工事 他	1件		<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 北九州都市圏及び周辺地域又は下関市内に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去15年間に、当該工事地域において、工事内容に記載した同種の当機構発注の共用部建築等修繕工事の施工実績(1件当たり500万円以上)があること。</p>	<p>R C造、S R C造の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の共用部建築等修繕工事について、過去15年間に元請け又は下請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。</p> <p>[元請けの場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事内容に記載した同種工事で1件当たり500万円以上の元請けとしての施工実績があること。 ② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。 ③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、延べ3工種以上の施工実績があること。 <p>[下請けの場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事内容に記載した当機構発注の同種工事で3件以上の1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。 ③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、延べ3工種以上の施工実績があること。
	(3)外壁等修繕工事	・外壁等修繕工事（1棟単位） ・耐震改修工事 (シリット設置等簡易な工事)	0件		<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 北九州都市圏及び周辺地域又は下関市内に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去15年間に、当該工事地域において、工事内容に記載した同種の当機構発注の外壁等修繕工事を元請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。</p>	<p>R C造、S R C造の5階以上の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の外壁等修繕工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請けとして次の要件を全て満たす施工実績があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事内容に記載した同種工事を1棟単位（30戸以上の建物）での施工実績があること。 ② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。 ③ 建設業法で定める左官、塗装、とびの3工種が含まれていること。

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）とする。※2 表中の「過去15年間」とは、平成22年4月1日から令和7年3月31日までとする。※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。（自社の施工マニュアルを添付すること。）※4 「技術的適性」における施工実績については、当該県（都・府）以外の施工実績も可とする。※5 疊及びふすま工事の施工実績については、500万円未満でも可とする。

令和7・8年度 調査対象工事区分表：北九州住まいセンター

別添1-2

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) R6年度 発注件数	機構が定める要件		
				格付等 (※1)	地理的条件(※2)	技術的適性(※2、※3、※4)
塗装	(1) 塗装工事	・外回り鉄部・建具塗装工事 ・屋外工作物塗装工事 ・屋内壁塗装工事 他	1件	塗装登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 北九州都市圏及び周辺地域又は下関市内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、当該工事地域内において、工事内容に記載した同種の当機構発注の塗装工事の施工実績（1件当たり200万円以上）があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、住戸内における塗装工事について、元請けとして施工実績を有する者で、過去15年間に1件当たり200万円以上の施工実績があること。 ② RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、当機構発注の住戸内における塗装工事について、過去15年間に1件当たり200万円以上の下請けとして3件以上の施工実績があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）
防水	(1) 防水工事	・屋根防水工事 ・バルコニー床防水工事 ・勾配屋根改修工事	0件	防水登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 北九州都市圏及び周辺地域又は下関市内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、当該工事地域内において、工事内容に記載した同種の当機構発注の防水工事を元請けとして施工実績（1件当たり500万円以上）があること。	RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の防水工事について、元請けとして施工実績を有する者で、過去15年間に1件当たり500万円以上の施工実績があること。
保全土木	(1) 土木修繕等工事	主に車両が通行する場所・施設、排水管渠及び敷地基盤を維持する施設に係る修繕・改良工事で以下を対象とする。 ・道路修繕等工事(街渠含む) ・排水管渠修繕等工事(污水・雨水) ・外柵(柵含む)修繕等工事(造園再整備工事以外のもの) ・駐車場修繕等工事 ・法面・擁壁修繕等工事 ・橋梁修繕等工事 他	1件	保全土木登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 北九州都市圏及び周辺地域又は下関市内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、当該工事地域内において、工事内容に記載した同種の土木修繕等工事を元請けとして施工実績（1件当たり500万円以上）があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① RC造、SRC造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管渠修繕工事の施工実績があること。 ② 既成市街地における供用開始済みの公道、公園又は緑道において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管渠修繕工事の施工実績があること。 ③ 当機構発注の土木修繕等工事で、過去15年間に1件当たり200万円以上の下請けとして道路修繕工事又は排水管渠修繕工事を含む5件の施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）
造園	(1) 造園再整備工事 (福岡・北九州住まいセンター共通)	主に人が利用する場所・施設等に係る修繕・改良工事で以下を対象とする。 ・通路再整備工事(街渠含む) ・広場再整備工事(外柵含む) ・遊戯施設再整備工事 ・園地施設再整備工事 ・自転車置場再整備工事 ・ゴミ置場再整備工事 ・植栽再整備工事 ・案内板再整備工事 他	3件	造園B 造園C	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 福岡県又は下関市内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間に、当該工事地域内において、工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請けとして施工実績（1件当たり500万円以上）があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① RC造、SRC造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去15年間に1件当たり200万円以上の下請けとして5件以上の施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。） ※なお、①②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）とする。※2 表中の「過去15年間」とは、平成22年4月1日から令和7年3月31日までとする。※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。（自社の施工マニュアルを添付すること。）※4 「技術的適性」における施工実績については、当該県（都・府）以外の施工実績も可とする。※5 豊及びふすま工事の施工実績については、500万円未満でも可とする。

令和7・8年度 調査対象工事区分表：北九州住まいセンター

別添1-2

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) R6年度 発注件数	機構が定める要件		
				格付等 (※1)	地理的条件(※2)	技術的適性(※2、※3、※4)
電気	(1)電気設備修繕等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・共用灯設備修繕工事 ・屋外灯設備修繕工事 ・内蔵蓄電池修繕工事 ・住宅用火災警報器修繕工事 ・インターホン設備修繕工事 ・消防用設備修繕工事 他 	1件	電気B	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 北九州都市圏及び周辺地域又は下関市内に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去15年間に、当該工事地域内において、工事内容に記載した同種の当機構発注の電気設備修繕等工事を元請けとして施工実績（1件当たり500万円以上）があること。</p>	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、電気設備修繕等工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。</p> <p>② 当機構発注の電気設備修繕等工事で、過去15年間に1件当たり200万円以上の下請けとして3件以上の施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）</p>
				電気C		
管	(1)機械設備修繕等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管修繕工事 ・排水管修繕工事 ・水道メーター修繕工事 ・給水ポンプ修繕工事 ・排水ポンプ修繕工事 他 	2件	管B	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 北九州都市圏及び周辺地域又は下関市内に本店、支店又は営業所があること。</p> <p>② 過去15年間に、当該工事地域内において、工事内容に記載した同種の当機構発注の機械設備修繕等工事を元請けとして施工実績（1件当たり500万円以上）があること。</p>	<p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、機械設備修繕等工事について、過去15年間に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。</p> <p>② RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、機械設備修繕等工事が500万円以上含まれる工事について、過去15年間に元請けとして施工実績があること。（契約書及び工事範囲、工事内容、工事費が証明できる書類を提出すること。）</p> <p>③ 当機構発注の機械設備修繕等工事で、過去15年間に1件当たり200万円以上の下請けとして3件以上の施工実績（元請けの実績も可）があること。（元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。）</p>
				管C		

※1 表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に該当する者（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）とする。※2 表中の「過去15年間」とは、平成22年4月1日から令和7年3月31日までとする。※3 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。（自社の施工マニュアルを添付すること。）※4 「技術的適性」における施工実績については、当該県（都・府）以外の施工実績も可とする。※5 壊及びふすま工事の施工実績については、500万円未満でも可とする。

地理的条件(令和7年4月1日現在)

福岡都市圏 10市7町

福岡市、宗像市、福津市、古賀市、春日市、太宰府市、大野城市、筑紫野市、糸島市、那珂川市、糟屋郡（新宮町、久山町、篠栗町、粕屋町、志免町、須恵町、宇美町）

福岡都市圏の周辺地域 13市5町1村

宮若市、飯塚市、嘉麻市、朝倉市、小郡市、うきは市、久留米市、八女市、筑後市、大川市、柳川市、みやま市、大牟田市、嘉穂郡（桂川町）、朝倉郡（筑前町、東峰村）、三井郡（大刀洗町）、八女郡（広川町）、三潴郡（大木町）

北九州都市圏及び下関市 3市4町

北九州市、中間市、遠賀郡（芦屋町、水巻町、遠賀町、岡垣町）、下関市

北九州都市圏の周辺地域 4市13町1村

直方市、行橋市、田川市、豊前市、鞍手郡（鞍手町、小竹町）、田川郡（福智町、糸田町、香春町、大任町、川崎町、添田町、赤村）、京都郡（みやこ町、苅田町）、築上郡（築上町、上毛町、吉富町）